

中村川流域治水緊急対策推進会議 規約（改正案）

（設置）

第1条 「西北圏域流域治水協議会規約」第5条第4号の規定により「中村川流域治水緊急対策推進会議」（以下「推進会議」）を設置する。

（目的）

第2条 本推進会議は、令和4年8月の大雪で外水・内水により甚大な浸水被害を受けた中村川流域について、「流域治水」の考えに基づき、再度災害の防止・軽減に向けた目標を共有し、密接な連携体制の下で各々が担うべき緊急対策（実施期間概ね10年）について検討・調整し、各種対策を一体的・計画的に進めていくための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（推進会議の対象河川）

第3条 推進会議は、二級河川中村川水系を対象とする。

（推進会議の構成）

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 別表2にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、推進会議に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（西北圏域流域治水協議会構成員、学識経験者等）の参加を推進会議に求めることができる。

（推進会議の実施事項）

第5条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 再度災害防止・軽減に向けた緊急対策目標の検討、共有。
 - 二 各機関の役割分担の確認と、各機関が担うべき対策の検討、調整。
 - 三 前号の各対策をまとめた「中村川流域治水緊急対策」の策定と公表。
 - 四 「中村川流域治水緊急対策」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 2 本推進会議で策定した「中村川流域治水緊急対策」は「西北圏域流域治水協議会」と共有するものとする。

（ワーキンググループの構成）

第6条 推進会議の下にワーキンググループ（以下、WG）を置く。

- 2 WGは、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 WGは、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 WGは、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、

- 調整等（以下、検討・調整等）を行うことを目的とし、結果について推進会議に報告する。
- 6 WGは、前項の検討・調整等のため、特定の内容に応じた一部の構成員による情報交換、調査、検討等の場を任意で設けることを認め、その場合、WGの同意は不要とする。
 - 7 事務局は、WGに諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をWGに求めることができる。

（会議の公開）

- 第7条 推進会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、推進会議に諮り、非公開とすることができる。
- 2 ワーキンググループは、原則非公開とし、結果を推進会議に報告することにより公開とみなす。

（推進会議資料等の公表）

- 第8条 推進会議に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、非公開の審議時に提出された資料等または個人情報等で公表することが適切でない資料等については、推進会議の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第9条 推進会議及びワーキンググループの庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、青森県県土整備部河川砂防課及び鰺ヶ沢町建設水道課建設管財課が共同で行う。

（雑則）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については推進会議で定めるものとする。

（附則）

- 第11条 本規約は、令和 4年 1月 25日から施行する。
- 令和 5年 1月 19日改正
令和 6年 3月 22日改正
令和 6年 7月 8日改正

別表 1

(推進会議構成員)

鰺ヶ沢町長

弘前市長

林野庁 東北森林管理局 津軽森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 東北北海道整備局長

気象庁 青森地方気象台長

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 鉄道事業部 設備ユニットリーダー

青森県 農林水産部長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

西北地域県民局 地域農林水産部長

西北地域県民局 地域整備部長

西北地域県民局 地域整備部 鰺ヶ沢道路河川事業所長

(事務局)

青森県 県土整備部 河川砂防課

鰺ヶ沢町 建設水道課建設管財課

別表 2

(アドバイザー)

国土交通省 東北地方整備局 流域治水推進室

